

事業評価シート

担当課・室長：環境経済課長

事業名	環境に配慮した製品・サービスの普及
上位施策名	環境と経済の統合に向けた取組
1 事業の概要	<p>環境負荷の低減に資する製品の普及は持続可能な社会を実現するために非常に重要な課題である。</p> <p>本事業は、グリーン購入の普及啓発を図るため、全国各地域でのグリーン購入地域ネットワークの構築の促進、環境ラベル等の環境保全型製品に関する情報提供の推進を行うものである。</p>
2 進捗状況	<p>平成 12 年度から平成16年度にかけて、全国各ブロックで地域フォーラムを開催。平成12年度は、東京でグリーン購入フォーラム 2000 を開催するとともに、沖縄、山梨、和歌山等全国7か所で地域フォーラムを開催した。各会場では基調講演やパネルディスカッションにより、グリーン購入の意義や取組のポイントについて紹介するとともに、環境保全型製品を展示するなどにより、グリーン購入の普及啓発を実施した。</p> <p>また、地域ネットワークの構築促進のため、パンフレット、説明会、インターネット等を通じてグリーン購入ネットワークとともに情報発信に努めてきており、滋賀県（平成11年）及び三重県（平成12年）でそれぞれ県域内のネットワークを発足させた。</p> <p>環境ラベル等の情報を収集・整理し、グリーン購入法の施行にあわせて平成 13 年 4 月から環境省ホームページ上で提供を開始した。現在第三者機関や各種団体が運営主体となっている 11 種類の環境ラベル等に関する情報を掲載し、世界各国の環境ラベルについても参考情報として紹介している。</p>
3 評価	<p>フォーラムについては、東京及び地域フォーラム7か所で数千名の参加者があり、複数の会場で定員を上回る盛況であった。会議開催地の周辺地域における関心も高く、グリーン購入の有効な普及啓発活動となっている。また、滋賀県、三重県に続いて愛知県、福井県でも地域ネットワーク設立の動きが見られており、具体的な動きをも誘発している。</p> <p>環境ラベル等の環境物品情報は数多くあり、制度ごとの趣旨や内容が理解しにくいということが問題となっている上、グリーン購入法においても、国による環境物品情報の提供が定められている。現在第三者機関及び各種団体が運営主体となっている環境ラベル等について情報提供を行っているところ、この情報提供により環境ラベルの整理が順次なされつつあるという意見も寄せられていることから、さらに情報を収集、分類・整理し、情報の拡充を図ることが必要である。</p> <p>また、情報提供体制のあり方についても、グリーン購入法附則において検討することが定められており、検討の上必要な措置を講ずる必要がある。</p>
4 予算事項名	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型製品購入促進事業 ・環境物品等情報提供体制整備費 ・環境保全型製品・技術等の評価における LCA 導入検討調査費
5 対応副施策等	